

令和2年4月9日

自治会長 各位

宝塚市第2地区自治会連合会
会長代理 光村正生

2020年度 宝塚市第2地区自治会連合会定例総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、第2地区自治会連合会では、例年この時期に定例総会を開催しておりますが、このたびの新型コロナウイルスの感染防止という観点から、書面表決とさせていただきます。

つきましては、別紙「定例総会議案書」をご確認のうえ、本紙キリトリ線以下の**書面表決書にご署名及び報告第1号～議案第3号への賛否をご記入**のうえ、**令和2年4月25日(土)(必着)**迄に、同封の返信用封筒でご提出ください。

議題の賛否につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に承認又は議決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしく申し上げます。なお、令和2年3月28日(土)に開催しました第12回役員会において、各議題については審議済みであることを申し添えます。

問い合わせ先
会長代理 光村正生
電話番号 090-7870-4196

----- キリトリ線 -----

書面表決書

令和2年4月 日

住所

氏名（自署名）



私は、2020年度宝塚市第2地区自治会連合会定例総会における下記議題について、次のとおり表決します。

議題番号	議 題	賛 成	反 対
報告第1号	2019年度事業報告について		
報告第2号	2019年度会計収支決算報告について		
報告第3号	2019年度会計収支監査報告について	——	——
議案第1号	2020年度役員交代の承認(案)について		
議案第2号	2020年度事業計画(案)について		
議案第3号	2020年度会計収支予算(案)について		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

- (注) 1. 各議題について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。
2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議題について賛成とみなします。



2020年度 定例総会議案書

《 書 面 表 決 》

～ 議 題 ～

- (1) 報告第1号 2019年度事業報告について…………… 1頁
- (2) 報告第2号 2019年度会計収支決算報告について…………… 2頁
- (3) 報告第3号 2019年度会計収支監査報告について…………… 2頁
- (4) 議案第1号 2020年度役員交代の承認(案)について…………… 3頁
- (5) 議案第2号 2020年度事業計画(案)について…………… 4頁
- (6) 議案第3号 2020年度会計収支予算(案)について…………… 5頁

参考資料 宝塚市第2地区自治会連合会規約」…………… 6頁
宝塚市第2地区自治会連合会弔慰給付規程…………… 9頁

令和2年4月25日(土)

宝塚市第2地区自治会連合会

2019年度事業報告

自 2019年4月1日～至 2020年3月31日

日付	行 事	場 所	事 業 内 容
2019年			
4月13日	第1回役員会	アピア5F市民交流テابل	2019年度定例総会役割分担の件
4月27日	平成31年度定例総会	市立中央公民館	報告3件、議案3件の審議・承認
6月8日	第2回役員会	アピア5F市民交流テابل	2019年度研修会企画打合せ
7月20日	第3回役員会	末広小学校	まち協条例化について議論
8月3日	第4回役員会	末広小学校	2019年度研修会企画打合せ
8月28日	第5回役員会	アピア5F市民交流テابل	人権啓発推進事業打合せ・記念品
9月21日	第6回役員会	末広小学校	兵庫県連合自治会50周年大会の件
10月12日	2019年度研修会	中央公民館研修室	台風のため、研修会延期
10月14日	第7回役員会	アピア5F市民交流テابل	ハーフマラソン大会従事分担確認
11月16日	2019年度研修会	中央公民館研修室	福祉、人権（生きがい）研修会
12月22日	宝塚マラソン交通整理	サンビオラ交差点	第15回宝塚ハーフマラソン大会
12月25日	第8回役員会	アピア住宅集会室	自治会ネットワーク会議対応打合せ
2020年			
1月11日	第9回役員会	アピア5F市民交流テابل	まち協条例化修正案の意見交換
2月8日	第10回役員会	アピア住宅集会室	自治会ネットワーク会議打合せ報告
3月11日	第11回臨時役員会	電話会議	寿楽荘自治会復帰承認について
3月28日	第12回役員会	アピア住宅集会室	2020年度総会議案打合せ 3/28～4/24 光村会長代理の就任決議

報告第2号

2019年度会計収支決算書

自2019年4月1日～至2020年3月31日

単位：円

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	603,018	会場費	29,080
第2地区会費(注1)	95,000	通信費	10,830
宝塚市人権教育助成金	10,000	事務用品費	22,307
自治連地区研修費収入	30,000	印刷コピー代	760
預金利息	4	交通費	900
(2019年度純収入)	(135,004)	会議費	9,423
		総会費用(注2)	92,998
		人権手帳(注3)	30,564
		小計	196,862
		次年度繰越金(注4)	541,160
合計	738,022	合計	738,022

(注1) 31自治会会費納入分 (@4千円=2自治会、@3千円=29自治会)。

(注2) 親睦会 92,998円

(注3) 2019年11月16日、第2地区自治会連合会「福祉・人権研修会」、開催時の人権啓発推進記念手帳35冊印刷・配布 (@873円/冊)。

(注4) 738,022円 - 196,862円 = 541,160円
(2019年度収入総額) (2019年度支出総額) (2020年度への繰越金)

議案第3号

2019年度会計収支監査報告書

監査の結果、適正であったことを確認いたしました。

2020年4月1日

会計監査 前田 潔 (印)

議案第1号

2020年度役員交代の承認（案）

1. 会長、本部役員の交代について

2020年3月28日（土）宝塚市第2地区自治会連合会役員会において、新しく会長、本部役員の候補者を次のように内定いたしましたので、ご承認をお願いいたします。

役職名	氏名	自治会	小学校区
会長	光村正生	阪急青葉台自治会	逆瀬台小学校区
本部役員	山本敏晴	寿楽荘自治会	宝塚第一小学校区
退任(一身上の都合) 会長・本部役員	石谷清明	阪急逆瀬台マンション自治会	逆瀬台小学校区

なお、規約第17条の2により、新しい会長及び本部役員は、残任期間1年間を務めるものとします。

(参考:第17条の2)補欠選任により役員となった者の任期は、前役員の残任期間とする。

議案第2号

2020年度事業計画書（案）

自2020年4月1日～至2021年3月31日

事業名	期日	場所
総会（書面表決）	4月	郵送
役員会	随時	アピア5F市民交流テーブル
単位自治会長研修会	随時	宝塚市立中央公民館
環境研修会	随時	〃
人権問題研修会	随時	〃
地区研修会	随時	〃
マンション加入促進	随時	地区内マンション

議案第3号

2020年度会計収支予算書(案)

自2020年4月1日～至2021年3月31日

単位：円

収入の部		支出の部		備考
前年度繰越金	541,160	会場費	30,000	収入：2019年度からの繰越金 支出：会場費＝公民館使用料
第2地区会費 (注1)	98,000	通信費	10,000	支出：通信費＝切手、ハガキ代
地区研修助成金	30,000	事務用品費	4,000	収入：市自治連地区研修助成金
宝同協人権	10,000	印刷コピー代	5,000	収入：宝塚市人権教育助成金
預金利息	4	人権手帳	31,000	
(2020年度純収入)	(138,004)	雑費	100,000	各種研修会及び懇親会
		小計	180,000	
		予備費	499,164	
合計	679,164	合計	679,164	

(注1) 32自治会会費：1,000～501世帯@4千円＝2自治会 500世帯以下@3千円＝30自治会

宝塚市第2地区自治会連合会規約

前文

本会は、会議に始まり宝塚市民憲章を心に持ち、合言葉にして唱和します。

本会は、宝塚市まちづくり基本条例にてらし、地域に責任を持ち、会員自らの手によって協働のまちづくりに参加します。

(名称並びに所在)

第1条 本会は、宝塚市第2地区自治会連合会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、市内の第2地区に所属する自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、宝塚市第2地区市民の福祉増進と自治会相互の親睦と連携並びに振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 宝塚市第2地区自治会連合会の行う事業及び事務の連絡
- (2) 宝塚市自治会連合会との連絡
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 本会の会議は、定例総会、臨時総会並びに役員会とし、会長が招集する。

(招集)

第6条 定例総会は、毎年1回年度終了後3か月以内に招集されるものとし、臨時総会並びに役員会は、会長が必要と認めた時に招集されるものとする。ただし、会員の1/3以上の請求がある場合は、会長は臨時総会を招集しなければならないものとする。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高の決議機関であって、自治会長全員でもって構成する。

なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまな会合は自治会長または、自治会長の委任を得た代理人をもって構成することができる。

(議長)

第8条 総会の議長は、総会において出席した会員の互選により選任し議事を処理する。

2 役員会は、会長が議長となって議事を処理する。

(定足数等)

第9条 総会及び役員会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

2 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会審議事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算
- (2) 事業報告並びに決算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要と認められる事項

(役員会審議事項)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) その他本会運営に必要な事項

(役員及び役員会)

第12条 本会の本部役員は、会長1名、副会長1名、理事1名、会計1名、書記1名、会計監査1名とする。地区役員は地区副会長を含め、10名程度とする。役員会は、本部役員と地区役員で構成する。

(本部役員を選任)

第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会長の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長、副会長、理事、書記、会計、会計監査は、本部役員で互選し、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(地区役員を選任)

第14条 地区役員は、各校区内自治会長の中から自薦、他薦を問わず立候補を認め、役員会で検討の上、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(本部役員業務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営を図る。
- 4 会計は、本会の経理をする。
- 5 会計監査は、本会の経理を監査する。
- 6 本部役員(会計監査を除く)は宝塚市自治会連合会の理事として参画する。

(地区役員業務)

第16条 地区役員は、本部役員補佐及び本部組織の総務局、環境衛生部会、教育文化部会、健康福祉部会、防災防犯部会等の業務に参画する。

(任期)

第17条 役員の任期は、満2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠選任により役員となった者の任期は、前役員の残任期間とする。

(顧問又は相談役)

第18条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問又は相談役は、役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問又は相談役は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

(経理)

第19条 本会の経費は、会員並びに寄付金をもって充てる。

2 会費は各自治会の世帯数により、年額1自治会あたり次のとおりとする。

(1) 500世帯以下は 3,000円

(2) 1,000世帯以下は 4,000円

(3) 1,000世帯を超えれば 5,000円

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約に定めるものの他、本会運営に必要な事項は役員会の議決を経て会長が定める。

付則

1 この規約は、平成8年4月25日から施行する。

2 この規約は、平成14年4月26日から施行する。

3 この規約は、平成15年4月23日から施行する。

4 この規約は、平成24年4月28日から施行する。

5 この規約は、平成26年4月26日から施行する。

6 この規約は、平成27年4月25日から施行する。

7 この規約は、平成28年4月30日から施行する。

宝塚市第2地区自治会連合会弔慰給付規程

第1条 この規程は、宝塚市第2地区自治会連合会として弔慰給付を行う範囲及び基準を定めることを目的とする。

第2条 給付の対象は、宝塚市自治会連合会に加盟している自治会長のみとする。

第3条 次の各号に該当するときは、それぞれの基準によって給付する。

- (1) 傷病のため、1ヶ月以上入院されたとき 5,000円
- (2) 死亡されたとき 10,000円と供花一基

第4条 前条の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、弔慰給付を行うことができる。

付則

- 1 この規程は、平成8年4月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月30日から施行する。

令和2年4月25日

自治会会長 各位

宝塚市第2地区自治会連合会
会長 光村正生

2020年度 宝塚市第2地区自治会連合会定例総会書面承認及び議決の結果について

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、本年度の定例総会は書面での承認及び議決とし、令和2年4月25日必着で
書面表決書をご提出いただきました。
その結果について下記のとおりご報告します。

記

■ 2020年度 宝塚市第2地区自治会連合会定例総会書面承認及び議決結果

書面表決書提出 31 通、総自治会数 32 自治会で定数が充足し、以下のとおり承認
及び議決が成立しました。

議 題

報告第1号	2019年度事業報告について	賛成 31、反対 0
報告第2号	2019年度会計収支決算報告について	賛成 30、反対 1
議案第1号	2020年度役員交代の承認(案)について	賛成 31、反対 0
議案第2号	2020年度事業計画(案)について	賛成 31、反対 0
議案第3号	2020年度会計収支予算(案)について	賛成 30、反対 1

結 果 宝塚市第2地区自治会連合会規約第9条2に則り、
報告第1号から報告第2号について、過半数の賛成をもって承認されました。
議案第1号から議案第3号について、過半数の賛成をもって議決されました。

以 上